

早稲田大学大学院法務研究科及び早稲田大学法学部の法曹養成連携協定の変更協定

早稲田大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と早稲田大学法学部（以下「乙」という。）は、令和2年2月28日付元文科高第1094号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和4年4月1日より、連携法科大学院の法学未修者コース1年次の開設科目「民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ」を「民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」に変更する。
- 2 令和4年4月1日より、連携法科大学院の法学未修者コース1年次の開設科目「刑法Ⅰ」が4単位（全30回）であったものを2単位（全15回）に変更する。
- 3 令和4年4月1日より、連携法科大学院の法学未修者コース1年次の開設科目「基礎会社法」を「基礎会社法Ⅰ」「基礎会社法Ⅱ」に変更する。
- 4 連携法科大学院の令和5年度入学者選抜試験（令和4年実施）より、5年一貫型教育選抜に「面接試験」を導入する。
- 5 連携法科大学院の令和5年度入学者選抜試験（令和4年実施）より、「地方専願枠（上限2名）」の設置を開放型選抜から5年一貫型教育選抜に変更する。

（効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和4年1月27日

甲

総長（代理人）

早稲田大学大学院法務研究科長

松村 和徳

乙

総長（代理人）

早稲田大学法学部長

箱井 崇史

早稲田大学大学院法務研究科及び早稲田大学法学部の法曹養成連携協定

早稲田大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と早稲田大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して、甲における法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を乙において編成し、乙における法曹等を志望する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うことを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 早稲田大学大学院学則第4条に規定する大学院法務研究科法務専攻
- 二 連携法曹基礎課程 「法曹コースの設置および運用に関する早稲田大学法学部内規」に規定する乙の法曹コース（以下、「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙第1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、本法曹コースに在籍する学生が、前項に定める卒業認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

一 乙は、早期卒業およびそのための学修につき、大学院生に相談することができる窓口として「法律科目学習相談室」を設置する。

二 乙は、本法曹コースに在籍する学生に対し、「法律科目学習相談室」の存在を周知する。

三 大学院生による対応では不十分な事項については、乙の教務主任が対応することとし、必要に応じた支援を行うものとする。

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 乙との協議に基づき、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、連携法科大学院の教員を派遣すること
 - 二 乙との協議に基づき、連携法科大学院における双方向授業の導入として設置する科目（「法曹演習」）の実施に当たり、連携法科大学院の教員の派遣等の協力をすること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
 - 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

（入学者選抜の方法）

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績および面接試験等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の対象者、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。

（協定の有効期間）

第8条 協定の有効期間は、2020年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に3年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

（本協定が終了する場合の特則）

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了する時に、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

2022年1月27日

甲

早稲田大学総長（代理人）
早稲田大学大学院法務研究科

乙

早稲田大学総長（代理人）
早稲田大学法学部

研究科長 松村 和徳

学部長 箱井 崇史

<別紙1>

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、社会それ自体に対して強い関心を持ち、種々の社会現象を批判的に分析できる能力を養うことを目的として、法律専門科目のみならず、一般教育科目、外国語科目のすべてをバランスよく選択履修できるカリキュラムを提供する。法曹志望の学生であっても、実定法科目のみならず、法哲学や法制史等の基礎法科目、法学に関連する政治学・経済学等の社会科学、さらには人文科学・自然科学に至るまで幅広く学ぶことを推奨する。

その中で、法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を希望する学生に対応するため、乙の教育課程の一部として、法曹コースを設置する。

法曹コースにおいては、全法学部生にとって必修となっている法律基本科目はもちろんのこと、選択必修となっている科目の一部についても、コースの修了要件とすることにより、法科大学院へ進学するための基礎的知識を体系的に遺漏なく修得することを可能とする。

さらに、そのような第1段階目の学修を一通り終えた次のステップとして、法科大学院への橋渡しを意識した応用科目を用意し、それら応用科目のすべてをコースの修了要件とすることで、基礎的知識の更なる定着を図ると同時に、十分な理解と応用力を身に付けることを可能とする。応用科目においては、法科大学院の教員による演習的な要素も適宜組み込み、学部から法科大学院への進学にあたって、学生が感じるギャップ・負担を軽減できるよう工夫する。

第1段階目の基礎的科目は、1年次春学期から開始し、3年次春学期までにはほとんどを履修し終えるよう、体系的な積み上げを意識した配置を行い、各科目につきそれを順次追いかける形で、応用科目を2年次春学期から3年次秋学期までに配置する。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学 年	学 期	修了要件科目		推奨科目		自由選択科目	
		科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数
1 年	春 学 期	民法Ⅰ（総則Ⅰ）	2	導入講義（選択） —法曹の仕事を知る—	2		
		憲法Ⅰ	2				
		刑法Ⅰ（刑法総論）	4				
	秋 学 期	民法Ⅰ（総則Ⅱ）	2	1年法曹演習	2		
		憲法Ⅱ	2				
2 年	春 学 期	民法Ⅱ（物権法）	2			外国法総論（英米法Ⅰ）	2
		民法Ⅲ（債権総論Ⅰ）	2			外国法総論（ドイツ法Ⅰ）	2
		商法Ⅰ（会社法）	4			外国法総論（フランス法Ⅰ）	2
		刑法Ⅱ（刑法各論）	4			外国法総論（中国法Ⅰ）	2
		民事訴訟法Ⅰ	4			法哲学（正義論）	2
		刑事訴訟法	4			法社会学Ⅰ	2
		行政法Ⅰ	2			法思想史	2
		応用憲法	2			日本法史Ⅰ（前近代）	2
	応用刑法Ⅰ（総論）	2			ローマ法の歴史	2	
					西洋法史Ⅰ	2	
	秋 学 期	民法Ⅲ（債権総論Ⅱ）	2			外国法総論（英米法Ⅱ）	2
		行政法Ⅱ	2			外国法総論（ドイツ法Ⅱ）	2
		応用民法Ⅰ	2			外国法総論（フランス法Ⅱ）	2
						外国法総論（中国法Ⅱ）	2
						法哲学（法概念論）	2
						法社会学Ⅱ	2
					日本法史Ⅱ（近代）	2	
					ヨーロッパ法学の歴史	2	
				西洋法史Ⅱ	2		
3 年	春 学 期	民法Ⅳ（債権各論Ⅰ）	2			賠償医学・法医学	2
		民法Ⅳ（債権各論Ⅱ）	2				
		民法Ⅴ（担保法）	2				
		民法Ⅵ（家族法Ⅰ）	2				
		応用民法Ⅱ	2				
		応用会社法Ⅰ	2				

秋 学 期	応用刑法Ⅱ（各論）	2			
	応用民事訴訟法Ⅰ	2			
	応用刑事訴訟法Ⅰ	2			
	民法Ⅵ（家族法Ⅱ）	2			
	応用民法Ⅲ	2			
	応用会社法Ⅱ	2			
	応用民事訴訟法Ⅱ	2			
	応用刑事訴訟法Ⅱ	2			
合計		7 2		4	4 0

※修了要件科目 3 1 科目 7 2 単位全ての修得が必要

※学年・学期は開講される最初の学年・学期を記載

<別紙2>

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評価	合 否	成績通知書の表示	評価の割合
100点～90点	合 格	A+	10%以内
89点～80点		A	20%程度
79点～70点		B	40%程度
69点～60点		C	30%程度
59点～0点	F		
試験欠席	H		
評価に必要な要件を欠く	不 合格	G	

【評価基準および評語の意味】

- A+：当該科目につき、総合的な理解と高度な応用力を有している。
 A：当該科目につき、十分な理解と応用力を有している。
 B：当該科目につき、十分な理解ができている。
 C：当該科目につき、基礎的な理解ができている。
 F：当該科目につき、基礎的な理解に至っていない。
 H：試験を欠席したため、評価の要件を欠いている。
 G：出席日数、試験、レポート、授業中の小テスト等を総合したうえで、評価に必要な要件を欠いている。

【GPAの算出方法】

GPの評価基準：A+は4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点、不合格は0点とする。

GPAの算出方法：それぞれの「科目の単位数」と「成績評価グレートポイント」の積の総和を「総登録単位数」で割って算出する。不可科目（F,H,G）も総履修単位数（分母）に含まれる。ただし、卒業参入単位のみを対象とし、自由科目を含まない。

(計算式)

$$\frac{(\text{「A+」の修得単位数} \times 4) + (\text{「A」の修得単位数} \times 3) + (\text{「B」の修得単位数} \times 2) + (\text{「C」の修得単位数} \times 1)}{\text{総登録単位数 (A+, A, B, C, F, H, G)}}$$

総登録単位数 (A+, A, B, C, F, H, G)

<別紙3>

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

【3年卒業資格】

以下の全ての要件を満たしていることを必須とする。

1. 2年秋学期終了時に全修得単位が88単位で、かつ不合格単位が1単位も無いこと
(自由科目は計算に入れない)
2. 2年秋学期終了時に全修得科目(自由科目は除く)のGPAが2.8以上であること
3. 2年秋学期終了時に1年及び2年法律必修科目のGPAが2.8以上であること
4. 3年春学期終了時に3年春学期登録科目全てに合格していること
5. 3年春学期終了時に全修得科目(自由科目は除く)のGPAが2.8以上であること
6. 3年秋学期終了時に1～3年次までの修得単位(自由科目は除く)が136単位、全修得科目(自由科目は除く)のGPAが2.8以上であること
7. 3年秋学期終了時に全ての法律必修科目(34単位)のGPAが2.8以上であること
(刑事訴訟法と民事訴訟法Ⅰの両方を修得した場合は点数のよい方を算入)
8. 3年秋学期終了時に「3年卒業研究」(2単位)に合格していること

※2年生秋学期の成績発表後に3年卒業を希望する者に対して3年卒業見込判定を行い、要件(別紙3の項目1～3)を満たした者について、3年次に年間48単位(通常は年間44単位が上限)の登録を認めている。

<別紙4>

乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

【5年一貫型教育選抜方式】

1. 対象者

乙の3年次または4年次に在学中であり、本法曹コースに登録をしている者。ただし、5年次以上に在学する者であっても、標準修了年限を超過して在籍する理由につき甲が正当と認める場合には、個別審査の上、5年一貫型教育選抜の対象とすることができる。

2. 出願要件

5年一貫型教育選抜の出願要件は、以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 受験時の年度末をもって、乙の法曹コースの修了が見込まれていること
- 二 別紙第1に定める、応用憲法、応用民法Ⅰ、応用民法Ⅱ、応用刑法Ⅰ、応用刑法Ⅱ、応用会社法Ⅰ、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、応用民事訴訟法Ⅰ、応用刑事訴訟法Ⅰの10科目（以下、「選考対象科目」という。）のうち、憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野から、少なくとも各1科目以上について単位を取得していること

3. 出願書類

志願者は5年一貫型教育選抜の出願時に、以下の各号に定める書類を提出するものとする。

- 一 出願年度春学期までの成績証明書
- 二 甲が定めた書式による申述書
- 三 乙の法曹コースの修了見込み証明書
- 四 その他、甲の入試要項において提出を求める書類

4. 合否判定の方法

論文式試験を課さず、書類審査および面接試験により選抜を実施するものとし、書類審査においては、本法曹コースにおける選考対象科目の成績（GPA）を中心に、申述書、その他の提出書類の評価を付加して、面接結果とあわせて総合的に合否について判断するものとする。選考対象科目のうち単位を取得していない科目については、GPAの算出にあたり0ポイントとして算定する。

5. 募集人員

甲の特別選抜（5年一貫型教育選抜）の募集人員は38名とし、地方枠（推薦枠）の募集人員を2名とする。

※学業成績が優秀でかつ法曹を目指す意欲も高いにもかかわらず、地域の法科大学院の

廃止等で法科大学院への進学機会が制限されかねない状況等に鑑み、広く法科大学院への挑戦を支援するため地方枠（推薦枠）を設定することとする。

【開放型選抜方式】

1. 対象者

乙の3年次または4年次に在学中であり、本法曹コースに登録をしている者。および、乙以外の協定先の法曹コース・協定先でない法曹コースの3年次または4年次に在学中の者。ただし、5年次以上に在学する者であっても、標準修了年限を超過して在籍する理由につき甲が正当と認める場合には、個別審査の上、開放型選抜の対象とすることができる。

2. 出願要件

開放型選抜の出願要件は、受験時の年度末をもって乙の法曹コースの修了が見込まれていることとする。

3. 出願書類

志願者は開放型選抜の出願時に、以下の各号に定める書類を提出するものとする。

- 一 出願年度春学期までの成績証明書
- 二 甲が定めた書式による申述書
- 三 乙の法曹コースの修了見込み証明書
- 四 その他、甲の入試要項において提出を求める書類

4. 合否判定の方法

憲法、民法、刑法の3科目の筆記試験を課し、本法曹コースにおける選考対象科目の成績（GPA）に加え、当該筆記試験の成績と申述書その他の提出書類の評価により、合否について判断するものとする。選考対象科目のうち単位を取得していない科目については、GPAの算出にあたり0ポイントとして算定する。

5. 募集人員

甲の特別選抜（開放型教育選抜）の募集人員は40名とする。